

資料番号	地域 3
------	------

令和 5 年 1 月 19 日
課 名 地域政策局広島サミット推進チーム
担当者 広島サミット連携推進担当監 矢島
電 話 082-209-8502
課 名 警察本部警備部サミット対策課
担当者 課長 植
電 話 082-228-0110

G 7 広島サミット開催に伴う小型無人機の飛行禁止条例に係る パブリックコメント実施結果等について

1 要旨・目的

サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、法を補完する条例を制定することにより小型無人機の飛行を未然に防止する地域及び施設を指定し、もって安全・安心なサミットの開催を実現する。

2 現状・背景

令和 4 年 11 月 18 日 県議会総務委員会及び警察・商工労働委員会で説明
11 月 21 日 パブリックコメント開始

3 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

- 実施期間：令和 4 年 11 月 21 日～令和 4 年 12 月 20 日（30 日間）
- 提出件数：2 件（2 人）

(2) 対応状況

素案を修正する内容はありませんでした。

<意見と対応>

意見（概要）	意見への対応
特にドローンの機能は高度化し、ウクライナ情勢ではドローンが兵器として駆使されている。サミットは言うまでもなく、テロのターゲットになりやすいことから、あらゆる小型無人機の飛行を禁止することは、サミットはもとより住民の安全確保の観点から見ても、極めて妥当と考える。	安全・安心なサミット実現のため、要人の危険の未然防止、会議の円滑な実施及び地域住民の安全確保を目的とした「G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」の制定を図り、警備に万全を期してまいります。 また、条例の運用に当たっては、関係機関がしっかりと連携し、対応してまいります。
世界の注目が集まる重要な行事ではドローンが悪用される恐れも大いにある。 サミットが安全に開催されるよう、十分な対策をお願いしたい。	

4 首脳会議場の決定について

令和4年12月22日、政府において「G7広島サミット準備会議」の第二回会合が開催され、首脳会議場が「グランドプリンスホテル広島」に決定されたことが報告された。

これに伴い、「対象地域」の規定について、条例案では、同施設が所在する「広島市南区元宇品町」とする。

【変更前】

次の上空を、小型無人機等飛行禁止地域とする。

ア 対象地域

- ・ 主要国首脳会議が行われる施設が所在する町及びその周囲おおむね2,500mの地域
(以下、略)

【変更後】

次の上空を、小型無人機等飛行禁止地域とする。

ア 対象地域

- ・ 広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね2,500mの地域
(以下、略)

5 今後の対応

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、令和5年2月定例県議会に「G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案」を提案する。

[参考] 広島サミット開催日程 令和5年5月19日～5月21日

6 その他

(1) 予算

—

(2) 広島サミット県民会議 公式ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-summit/>

条例案の概要

1 名 称

G 7 広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

2 目 的

広島サミット開催時に小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の危険の未然防止、会議の円滑な実施、地域住民の安全の確保を目的とする。

3 条例の効力

施行日から令和 5 年 5 月 22 日

※ 広島サミット開催期間：令和 5 年 5 月 19 日～21 日

4 規制の対象

小型無人機

※小型無人機とは（小型無人機等飛行禁止法の定義に準ずる）
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の用に供することのできる機器で、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。

5 規制する場所

次の上空を、小型無人機の飛行禁止地域とする。

ア 対象地域

- ・広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね 2,500m の地域
- ・広島空港及びその周囲おおむね 1,000m の地域
- ・その他知事が必要と認める町又は字の区域（地方自治法第 260 条第 1 項に規定する市町の区域内の町又は字の区域をいう。）及びその周囲おおむね 1,000m の範囲内の地域

イ 対象施設周辺地域

要人等の訪問先など知事が定める対象施設の敷地又は区域及び周囲おおむね 300m の範囲で囲まれる地域

6 規制する期間

令和 5 年 4 月 19 日から 5 月 22 日の範囲内で、知事が指定する期間

7 通 報

ア 上記 5 の規制場所で小型無人機を飛行させるには、知事又は施設管理者等の同意が必要。また、7 日前までに公安委員会への通報が必要。

イ 通報に必要な事項（主なもの）

- ・通報者及び操縦者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- ・小型無人機の飛行を行う目的、日時、区域等、機器の種類・大きさ・形状等

8 安全確保措置

警察官は、現に小型無人機の飛行を行っている者に対して、危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

命令に従わない場合等は、警察官はやむを得ないと認められる限度において飛行の妨害、機器の破損等必要な措置をとることができる。

9 罰 則

上記 5 アの対象地域、及びイの対象施設周辺地域のうち、対象施設の敷地又は区域で小型無人機を飛行させた者又は上記 8 の警察官の命令に違反した者は、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）に処する。